

議第56号

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和3年11月30日提出

提出者 樫原市議会議員 佐藤 太郎
 賛成者 樫原市議会議員 矢追 もと
 “ “ 樫本 利明

樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 樫原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年樫原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則 <u>（令和3年度に支給する期末手当に関する特例措置）</u> 第9条 <u>令和3年度の期末手当は、第5条の規定にかかわらず、支給しない。</u>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員の期末手当の減額措置を講ずるための改定を行うもの